

パブリックコメント募集について

以下条例の一部の改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

1. 条例名

恵那市病院事業の設置等に関する条例

2. 改正の概要

市立恵那病院が行う新生児健診の利用料金の上限額を引き上げます。これは、疾病を早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して、健康診査の内容が追加されたためです。

3. 条例改正の内容

・別表（第13条関係）新生児健診の利用料金を「3,600円」から「4,000円」に一部改正する。

4. 募集期間

令和6年12月6日（金曜日）から令和7年1月5日（火曜日）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市病院事業の設置等に関する条例」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、メールで提出してください。

- ・直接持参 地域医療課（西庁舎2階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）地域医療課
- ・ファクス 0573-26-2136
- ・メール chiikiiryo@city.ena.lg.jp